



2023年12月8日

各 位

会社名 株式会社ランド
代表者の 代表取締役社長 松谷昌樹
役職氏名
(コード番号 8918 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役管理部長 佐瀬雅昭
電話番号 045-345-7778 (代表)

(開示事項の中止) 新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく
第2回新株予約権付社債第三者割当の中止に関するお知らせ

当社は、2023年10月17日付「新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結並びに第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関するお知らせ」(以下「当初プレスリリース」といいます。)にて公表いたしましたとおり、2023年10月17日の当社取締役会にて、香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited(香港 SFC 登録番号:BMW115)(以下「LCAM」といいます。)が一任契約の下に運用を行っている、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社 (Exempted Company in Cayman with Limited Liability) である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund (以下「LCA0」といいます。)及び LCAM が一任契約の下に運用を行っている、英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社 (Segregated Portfolio Company) である LMA SPC の分離ポートフォリオ (Segregated Portfolio) である MAP246 Segregated Portfolio (以下「MAP246」といい、LCA0 及び MAP246 を個別に又は総称して以下「割当予定先」といいます。)との間で新株予約権付社債発行プログラムの設定に係る契約(以下「新株予約権付社債発行プログラム設定契約」といいます。)を締結すること並びに新株予約権付社債発行プログラム設定契約により設定された新株予約権付社債発行プログラム(以下「本プログラム」といいます。)に基づく割当予定先に対する第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第1回新株予約権付社債」といいます。)の発行及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第2回新株予約権付社債」といいます。)の発行の合計2回の本新株予約権付社債の発行並びに第三者割当による第11回新株予約権の発行に関する事項を決議しておりますが、第2回新株予約権付社債の発行はなされないことが決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第2回新株予約権付社債第三者割当の中止の理由

当初プレスリリースの「I. 包括的新株予約権付社債発行プログラム 1. 本プログラムの内容」に記載のとおり、新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、第2回新株予約権付社債については、第2回新株予約権付社債の発行条件確定に係る当社取締役会決議の予定日とされた2023年12月8日の直前取引日である2023年12月7日における当社普通株式の普通取引の終値

が第1回新株予約権付社債の転換価額(7.2円)を下回っていないことが当社の発行及び割当予定先の引受けの前提条件としてそれぞれ定められておりましたが、上記終値が7円であったため、当該前提条件の不成就により、第2回新株予約権付社債の発行が行われなかったことが決定いたしました。

2. 今後の見通し

第2回新株予約権付社債の払込金額の資金使途として予定していた使途の支出につきましては、当初プレスリリースの「Ⅱ. 第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の発行 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記述いたしましたとおり、第2回新株予約権付社債の払込金額の資金使途として予定していた使途の支出予定時期や重要性に鑑みて、支出予定時期の変更や先行投資回収資金での代替充当で対応しますが、選択と集中の観点から支出を断念する場合があります。

<ご参考>

[第2回新株予約権付社債の発行の概要]

① 社債の名称	株式会社ランド第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
② 払込期日	2023年12月25日
③ 新株予約権の総数	後記⑤記載の「潜在株式数」に後記⑦記載の「転換価額」を乗じた金額を、各社債の金額50,000,000円で除した値の小数点以下を切り捨てた整数に等しい個数
④ 社債及び新株予約権の発行価額	社債：1社債あたり50,000,000円とし、その総額は後記⑥記載の金額(各社債の金額100円につき金100円(但し、第2回新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の引受契約に定められた諸条件を考慮した第2回新株予約権付社債の価値評価を依頼した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者：山本顕三、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号)が、第2回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮してその合理的に選定した価格算定モデルを基礎として算定した第2回新株予約権付社債の評価額の範囲内で、かつ、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較して新株予約権の実質的な対価が新株予約権の公正な価値を上回るように第2回新株予約権付社債の払込金額が定められる。かかる定められた金額が異なる場合には、かかる定められた金額に修正される。)とする。 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
⑤ 当該発行による潜在株式数	55,834,000株又は後記⑥記載の金額を後記⑦の「転換価額」で除した数のいずれか小さい数に等しい株数
⑥ 調達資金の額	750,000,000円又は前記③記載の「新株予約権の総数」に各社債の金額50,000,000円を乗じた金額のいずれか小さい金額
⑦ 転換価額	第2回新株予約権付社債割当決議日の直前取引日における東京証券取

	引所における当社普通株式の普通取引の終値の 10%に相当する金額の小数第 1 位未満の端数を切り上げた金額
⑧ 募集又は割当て方法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法によります。 LCAO 前記③記載の「新株予約権の総数」から MAP246 に対する割当口数を減じた口数 MAP246 前記③記載の「新株予約権の総数」を 8 で除した値の小数点以下を切り上げた整数に等しい口数
⑨ 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付しません。 償還期日：2026 年 12 月 25 日
⑩ 償 還 価 額	額面 100 円につき金 100 円
⑪ そ の 他	当社は、割当予定先との間で、割当予定先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、新株予約権付社債発行プログラム設定契約を締結する予定です。 なお、新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、第 2 回新株予約権付社債については、第 2 回新株予約権付社債割当決議の直前取引日（2023 年 12 月 7 日予定）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が第 1 回新株予約権付社債の転換価額を下回っていないことが当社の発行及び割当予定先の引受けの前提条件として定められることが予定されており、当該前提条件の不成就により第 2 回新株予約権付社債の発行がなされない場合があります。

以 上